

宮崎県漁業共済組合 組合長理事 矢部 廣一

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、気持ちも新たに新年をお迎えのことと拝察申し上げますと共に、漁業共済（ぎよさい）事業につきましては、平素より温かなご支援とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。



さて、平成23年4月からスタートした国の漁業経営安定対策としての「漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）」は、計画的に資源管理（漁獲）又は漁場改善計画（養殖）に取り組む漁業者を対象として、“ぎよさい制度”の仕組みを活用して実施されていることは、皆様もご存知のことと存じます。

近年では、積立ぷらすへの漁業者の関心も高まり、県下、平成30年度実績では、漁業者の積立は、件数450件・申込額8億5,143万円にも増えており、一方、漁業者への払戻は、件数211件・金額8億2,188万円で、この8年間を通算すると28億4,084万円もの払戻（漁業者：1、国：3の割合）となっております。

現在、国では「水産資源の適切な管理」と「水産業の成長産業化」の両立を目指し、70年ぶりに漁業法等の改正を行い、この改正漁業法のもとで、漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、「漁業収入安定対策の機能強化と法制化」の検討が進められております。

私ども漁業共済団体では、平成29年度から3年間の加入運動として『ぎよさい普及推進全国運動』を展開しておりますが、本県では、最終年度の推進計画として210億円を掲げ、引き続き“契約割合の引上げ”“補償の厚いてん補方式での加入”を促進し、目標金額の完全達成に向け、残す3ヶ月普及推進活動に邁進いたしますとともに、今後とも行政機関・漁協系統団体との一層の緊密な連携を図りながら、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

漁業共済事業は不漁や災害時などに対して共済金をお支払いすることで、漁業経営の安定に役立っている制度であることは申すまでもありませんが、制度発足から今日まで、全国の漁業者に支払われた共済金は7,038億円に達し、本県では、漁業者が負担された掛金87億円に対して、118億円もの共済金を支払っておりますことこそが、その証でもあることから「ぎよさい」の果たす役割は一段とその重要性を増してきていることを実感しております。

今後とも、県下の漁業者の方々が安心して漁業経営が続けられるよう、「漁業共済」と「積立ぷらす」に幅広くご加入して下さることを願っております。

終わりに、皆様のご健勝と航海の安全・大漁を心からご祈念申し上げます。